

郡山市二次救急病院運営費補助金交付要綱

令和8年7月15日制定
[保健福祉部保健所健康政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、安定的な救急医療体制を維持するため、二次救急輪番制に協力し、傷病者の救急搬送を受け入れ診療を行う市内の病院に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる病院は、福島県地域医療計画において二次救急医療機関として位置付けられ、病院群輪番制に協力する別表第1に規定する病院（以下「病院」という。）とする。

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金は、病院ごとに交付するものとし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額の算出方法、補助金の額等は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付の対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の3月31日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする病院は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の3月末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の額の確定)

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

病院
公益財団法人星総合病院 公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂総合病院 一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院 一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院 一般財団法人太田総合病院附属太田熱海病院 医療法人明信会今泉西病院 一般社団法人慈山会医学研究所付属坪井病院

別表第2（第3条関係）

補助対象経費	区分	補助額の算出方法	補助額
傷病者の救急搬送を受け入れし、診療する事業の運営に必要な次に掲げる経費 (1) 給与費 常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等 (2) 需用費 医薬品費、診療材料費、医療消耗品、消耗品費、光熱水費、燃料費等 (3) 役務費 手数料等	A	【救急搬送受入患者数(以下「患者数」という。)が1,538人以内の部分】 患者数×14,300円	【患者数が1,538以下の場合】 区分Aの額 【患者数が1,539人以上の場合】 区分Aの額に区分Bの算出方法で得た額を加えた額
	B	【患者数が1,538人を超える部分】 単価×(患者数-1,538人) (単価は、補助金の交付を受けようとする年度の予算額から各病院の区分Aの算出方法で得た額(以下「区分Aの額」という。)の合計額を引いた額を、各病院の患者数の総数から各病院の区分Aの患者数の合計を減じた数で除した額とする。(1円未満は切り捨てる。)	

備考 この表において、救急搬送受入患者数とは、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から9月30日までの間に救急隊によって搬送された傷病者数として郡山市が調査した数に2.05を乗じた数をいう。